

平成31年 2 月

京都地方税機構議会定例会会議録

# 平成31年 2 月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期 1 日間（平成31年 2 月23日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程（第1号）	4
○	石田議長開会宣告	5
1	議員異動報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	副議長の選挙の件	5
1	第1号議案から第3号議案	5
○	山崎広域連合長の提案理由説明	6
1	一般質問	
○	内海富久子議員の質問並びに山崎広域連合長及び後安事務局長の答弁	7
○	小原明大議員の質問並びに後安事務局長及び中野業務課長の答弁	10
1	第1号議案から第3号議案（質疑・討論・採決）	
○	山崎恭一議員の討論	17
1	第1号議案から第3号議案、可決	18
○	石田議長閉会宣告	19

○ 上 程 議 案

議案番号	件 名	議 決 結 果
第 1 号	平成31年度京都地方税機構一般会計予算	原 案 可 決
第 2 号	平成30年度京都地方税機構一般会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決
第 3 号	京都地方税機構広域計画変更の件	原 案 可 決

平成31年 2 月京都地方税機構議会定例会会議録第 1 号

平成31年 2 月23日（土）午後 2 時00分開会

○出席議員（31名）

石	田	宗	久	君
秋	田	公	司	君
尾	形		賢	君
光	永	敦	彦	君
平	井	斉	己	君
林		正	樹	君
足	立	伸	一	君
山	本	治	兵衛	君
荒	木	敏	文	君
山	崎	恭	一	君
長	野	恵	津子	君
星	野	和	彦	君
齊	藤	一	義	君
一	瀬	裕	子	君
太	田	秀	明	君
小	原	明	大	君
清	水	章	好	君
河	田	美	穂	君
水	野	孝	典	君
今	西	不	悖	君
倉		克	伊	君
渋	谷		進	君
林		吉	一	君
脇	本	尚	憲	君
藤	本	英	樹	君
松	本	俊	清	君
竹	内	き	み代	君
内	海	富	久子	君
德	谷	契	次	君
濱	野	茂	樹	君
家	城		功	君

○欠席議員（1名）

梅原好範君

---

○議会事務局

議会事務局長

森田鉄也

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

山崎善也

副広域連合長

奥田敏晴

副広域連合長

木村要

副広域連合長

山内修一

事務局長

後安剛児

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

神谷正英

事務局業務課長

中野晃

事務局法人税務課長

小谷幸

事務局業務課参事

清水直喜

事務局業務課参事

岡部晴朗

事務局法人税務課参事

池田正康

---

議事日程（第1号）平成31年2月23日（土）午後2時00分開会

第1 諸報告

第2 議席指定の件

第3 会議録署名議員指名の件

第4 会期決定の件

第5 副議長選挙の件

第6 第1号議案から第3号議案まで（広域連合長説明）

第7 一般質問

第8 第1号議案から第3号議案まで（質疑・討論・採決）

以上

○議長（石田宗久君） これより平成31年2月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。岸田圭一郎君、高倉武夫君、湊泰孝君、小泉満君、和田義清君の議員の任期満了に伴い、舞鶴市議会から山本治兵衛君、綾部市議会から荒木敏文君、亀岡市議会から齊藤一義君、大山崎町議会から渋谷進君、伊根町議会から濱野茂樹君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

また、村田圭一郎君が議員を辞職され、城陽市議会から一瀬裕子君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

また、原田周一君から一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可いたしました。

これに伴い、宇治田原町議会から藤本英樹君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告7件及び定期監査結果報告が提出され、定期監査結果報告については、さきに送付しておきましたので、お調べおき願います。

また、例月出納検査の結果報告は、本日その写しをお手元に配付しておきましたのでごらんおき願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたのでごらんおき願います。

---

○議長（石田宗久君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました山本治兵衛君ほか6名の議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

---

○議長（石田宗久君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から、山本治兵衛君及び今面不悖君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

---

○議長（石田宗久君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○議長（石田宗久君） 次に、日程第5「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、私から指名することにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、副議長に長野恵津子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私から指名いたしました長野恵津子君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認めます。よって、長野恵津子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました長野恵津子君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで長野恵津子君から御挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

〔副議長長野恵津子君登壇〕

○副議長（長野恵津子） ただいま副議長に御推選をいただきまして当選させていただきました宇治市選出の長野恵津子でございます。

もとより力はございませんけれども、石田議長をしっかりとお支えして全身全霊で頑張っておりますので、議員の皆様には御協力をいただきますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

---

○議長（石田宗久君） 次に、日程第6「第1号議案から第3号議案まで」の3件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 本日ここに、平成31年2月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、また土曜日にもかかわりませず御出席いただきまして誠にありがとうございます。

各議案につきまして、一括して順次、御説明申し上げます。

まず、第1号議案「平成31年度京都地方税機構一般会計予算」につきまして御説明を申し上げます。

本予算につきましては、滞納整理業務及び法人関係税課税事務、自動車関係税申告書等受付事務などに要する経費並びに課税事務共同化の推進に要する経費を計上しております。

来年度は、歳入歳出予算総額は22億5,150万円となっております。歳入は各構成団体か

らの負担金収入等でございます。

歳出の主なものは、各構成団体からの派遣職員の人件費負担金に15億3,225万円、業務運営費に7億1,925万円を計上しております。

次に、第2号議案「平成30年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」につきまして御説明申し上げます。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,585万円を増額し、予算総額を25億6,755万円とするものでございます。

今回の補正は、各構成団体からの派遣職員の人件費や業務運営費等につきまして、ほぼ最終的な見通しを得ましたので、年度末までの予算執行上必要なものを追加補正するものでございます。

次に、第3号議案「京都地方税機構広域計画変更の件」につきまして御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第291条の7の規定により作成いたしました、機構と構成団体それぞれが行う事務処理の基本方針である広域計画につきまして、計画期間の終了を踏まえた改定を行うため、議会の御議決を求めるとでございます。

以上のとおり提案いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

---

○議長（石田宗久君） 次に、日程第7「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、内海富久子君に発言を許します。内海富久子君。

〔内海富久子君登壇〕

○内海富久子君 精華町議会選出の内海富久子でございます。通告書に基づきまして、大きく3点質問いたします。

1点目、京都地方税機構における一層の適切な事務執行を求むものであります。税機構における徴収業務については、法令に基づき適切な対応を行うとともに、納税折衝においては納期内納税の重要性や新たな滞納を発生させない納税計画などの納税指導を行った結果、税機構の収納率と構成団体の徴収率は年々向上し、徴収率の向上を平成29年度ベースで試算すれば、金額で約113億円の税収を確保できたということになると、昨年8月定例会で連合長から御説明があり、これは非常に大きな成果と感じております。

また、法人関係税と自動車関係税の課税事務の共同化については、申告などの受け付けを一元化することで納税者の利便性の向上が図られ、課税情報のデータ化を税機構で一括して行うことで事務の効率化と経費の削減が図られたと聞いております。

さらに、法人関係税の課税事務共同化による未申告法人に対する申告指導により、平成29年度は4,400万円の申告納税を得たと実績報告もありました。

精華町におきましても、平成29年度の徴収率は税機構設立時の平成21年度に比べ3.3ポイント向上しており、同じように試算すると、約1億9,000万円の税収を確保できたということになり、また法人関係税課税の事務共同化が始まった平成24年度から29年度までに、未申告法人から約500万円の申告納税があったと聞いております。

京都地方税機構における税業務共同化のこれらの成果は、構成団体や住民も認めるところ

ではありますが、誠に残念なことに昨年12月に新聞報道にもありましたが、法人市民税の更正処理の遅延が発生したところであります。一時が万事とまでは申しませんが、1つの不適切な事務処理が税機構の成果や信頼に傷をつけることにもなりかねません。不適切な事務処理の発生を防止するためには、どのような取組をされておられるのか、またされるのか伺います。

2点目、平成32年度から開始予定の償却資産に係る固定資産税の課税事務共同化の内容についてでございます。昨年11月に開催された税機構の業務執行状況説明会で概要の報告がありましたが、償却資産に係る固定資産税の課税事務共同化により期待される効果や構成団体のメリットについて今一度伺います。

私どもの町も近年、多数の大規模施設が町を形成するように建設が進められ、学術研究都市に相応しく整備されているところでございますが、これらの大規模施設群を目にしますと、償却資産の課税も大変だと感じているところであります。これまで償却資産に係る固定資産税の課税事務は、各構成団体で比較的少人数で実施されてきたと聞いておりますが、現在、共同化の計画では正職員6名で25構成団体分を処理することになっており、これには無理はないのでしょうか。この計画の規模では適正な課税事務が担保されるのか伺います。

3点目、家屋評価事務の共同化の進捗状況についてであります。昨年4月に調査業務として業務委託を発注しておられる家屋評価事務調査分析業務については、業務も終盤に差しかったものと考えられますが、これまでの調査結果からどのようなことがわかったのか、また今後の見通しについて伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（石田宗久君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、内海議員の御質問に答弁申し上げます。

まず、昨年末の機構における事務処理の遅延に対する再発防止の取組につきましては、後ほど事務局長から答弁させますが、このたび、御迷惑、御心配をおかけしましたこと、大変申しわけなく思っております。心よりお詫び申し上げる次第でございます。今後、機構業務全般において不適切な事務処理が発生しないよう、しっかりと取り組み、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、償却資産に係る固定資産税の課税事務共同化の効果についてであります。償却資産に係る固定資産税については、土地や家屋に係る固定資産税の担当職員が兼務している市町村もあり、申告内容の精査や未申告者の把握などの調査事務が決して十分とは言えない状況でございます。この課題に対応するため、共同化によるスケールメリットを生かして、償却資産申告書の発送、受け付け、データ化などの課税事務を外部委託化して、調査事務の充実に必要な職員を確保することとしております。

そして、計画的な調査を実施し、適正申告の確保と未申告者の解消を図り、公平公正な課税を推進することが共同化の最大の効果でございます。

また、適正な調査事務により、一定の増収も期待でき、さらに共同受け付けにより、府内の複数市町村に償却資産を所有する事業者の利便性の向上も図れるものであります。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

〔事務局長後安剛児君登壇〕

○事務局長（後安剛児君） 昨年末、不適切な事務処理につきましては、御迷惑をおかけし、誠に申しわけございませんでした。

不適切事案の発生は基本的なチェックが不十分であったためであり、1つのミスが信頼を失墜させることを改めて全職員に徹底し、気を引き締めて業務に当たるよう指示したところであります。

その防止対策についてでございますが、正副担当制などミスをチェックできる体制を確立するとともに、研修などで職員の専門的知識やノウハウの習得を行い、実務能力の向上に努めてまいります。また、今回の事案を受け機構が行う各業務において想定される不適切な事務処理につきまして、それぞれ具体的な防止対策を検討いたしました。現在、検討結果をミス防止の要領的なものとしてまとめておる段階でございます。今後、これを日々、確認しながら業務を進め、不適切な事務処理の防止対策に全力で取り組んでまいる所存でございます。

次に、償却資産に係る固定資産税の課税事務共同化の調査体制についての御質問に御答弁申し上げます。

まず、正職員6名につきましては、全構成団体の現状の業務量調査の結果から共同化によるスケールメリット生かした外部委託化や事務改善による効率化を考慮して算定したもので、適正な課税事務と計画的な調査事務を執行するための必要な人員とさせていただいたところであります。

職員の業務概要を申し上げますと、1月から3月にかけては、約3万件の申告書の受け付け、データ入力作業などの定形的な業務が集中する繁忙期となりますが、これらの業務はアウトソーシングを活用して、効率的に処理し、職員は申告内容の疑義等について申告者に確認するなどの専門性の高い業務を行うこととしております。4月から12月の間は法人税や所得税の申告者の添付書類と突合し、申告漏れの調査あるいは税務署などの関係官公署調査による未申告者の捕捉調査など、6名の職員が中心となり計画的、集中的に実施することとしております。

なお、具体的な調査方法につきましては、今後マニュアルを作成し、調査方法の確立と調査能力の維持向上を図ることといたしております。これをもって適正な課税事務を担保してまいりたいというふうに考えております。

次に、家屋評価事務調査の分析業務についての御質問でございます。昨年11月末に業務委託業者から中間報告がありましたので、その時点での分析状況を御報告させていただきます。

今回の調査分析業務は、家屋に係る固定資産税の算定基礎となる家屋評価を共同化するための基礎となる、府内統一した家屋評価事務取扱要領及び実務マニュアルの作成と評価事務の簡素・合理化を図るための比準評価手法の構築を目的としております。まず、各構成団体間の評価の差異を把握するため、各構成団体の家屋評価データを収集し、分析した結果、総

務大臣が告示しております固定資産評価基準に基づき評価されておまして、構成団体間で大きな差異がないことが確認できたところであります。

この分析結果を受け、家屋評価の共同化は可能と判断いたしまして、現在は府内統一の要領や府全体で一本化した比準評価手法を作成しているところであります。今後は作成された成果品を実務的に検証するとともに、家屋評価システムや執行体制などの検討を行い、適正な執行に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（石田宗久君） 内海富久子君。

○内海富久子君 ただいま連合長から不適切な事務処理の防止に向けた取組や課税事務の共同化の制度設計などについて御答弁いただき、ありがとうございます。

税務行政を取り巻く環境はいつの時代も厳しいものですが、だからこそ、公平公正、かつ正確に対応していかなければなりません。連合長を初め京都地方税機構の職員の皆様がこれまで懸命に取り組んでこられ、税の公平公正な納税意識を維持発展させてこられたことは住民の知るところでございます。私も地方税機構議員として大いに支援してまいりたいと考えております。今後の税機構における税業務の共同化の進展と、より正確な事務の執行を期待し、質問を終わらせていただきます。

○議長（石田宗久君） 次に、小原明大君に発言を許します。小原明大君。

〔小原明大君登壇〕

○小原明大君 それでは、質問に移らせていただきます。

まず、収納業務についてお聞きします。昨年8月の定例会で質問をいたしました娘さんの教育ローンを差し押さえられて学費の支払いに窮しておられる納税者の件なんですけれども、御本人さんが取引先から借金をするというので、乙訓地方事務所から提示されたといわれる金額を納めるなどする中で、結果として差し押さえは解除となりました。

この議会の場では、子供の学費のために借り入れた教育ローンであっても、差し押さえ禁止財産ではないのでしないわけにはいかないという答弁しか得られませんでしたけれども、同時に生活全般を見てもおっしゃってました。現場の対応としては、差し押さえはしたけれども、最終的に取り立てまではしなかったというその1点のみにおいては、公務員としての良識を示されたものだと思えます。この娘さんは、無事、学校を卒業する見込みでして、この春から就職ができることになりました。本当によかったと思えます。

しかし、この納税者の方がもう無理だと思って諦めてしまったら、娘さんは退学をするしかありませんでした。実際に学費の納入を繰り延べをしてもらうなど、こういうぎりぎりの対応がありました。やはり差し押さえたということ、そのこと自体がこの子供の将来を危うくさせるものだったと思えますし、許せないと思っております。

そして、借金までして納めたということも問題です。この方の所得は給与差し押さえの禁止額を下回っていました。つまり、最低限度の生活以下の人にさらなる納付を迫っていたということになります。そのことを指摘をしながら、今回も具体的な納税者の方の声をもとに質問をしていきたいと思えます。

会社を経営してきた方からの相談なんですけれども、経営が傾きまして本人個人としては

自己破産の手続を開始されたと。会社のほうもこの整理の手続に入る予定で、機構にもその旨は伝えていたそうです。

しかし、この会社の金融機関への出資金1万円を取り立てをされたと。個人のほうの所有の不動産にも参加差押えの通知が来たというふうに言われています。

その方は、もう何も払わへんと言っているわけではないと、ただ既に弁護士マターになってますので勝手に自分で動かさないで弁護士さんに連絡してくれというふうに言ってきたと。なのに、何の連絡もなく取り立てだ、破産で法的整理がされる前に1万でもとったろかということかと、街金でもそんなことしないんじゃないかと、非常に憤っておられました。この破産の予定の方から差し押さえや取り立てを執行するというのは、これは機構の通常の一般的に、常識的に行われる業務なんではないでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

〔事務局長後安剛児君登壇〕

○事務局長（後安剛児君） ただいまの破産手続と滞納処分の関係でございますけれども、破産手続に移行される予定ということであれば、自主的納付というのが見込めないということになりますと、財産があるかどうか調査いたしまして、財産があれば執行停止の要件にも該当いたしませんので、税債権の確保のために滞納処分を行うということは適切な滞納整理の一環であるというふうに考えております。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 今、執行停止の要件に当てはまらないので適切な業務であるという御答弁だったと思うんですけども、この方、生活保護が認められたというふうに言われています。自己破産するぐらいですので、最低生活費以下の状況だったというのは明らかだと思うんですけども、これは滞納処分の停止事由に当たるのではないのでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 生活困窮状況というのは、収入と財産関係を調べております。遊休の資産がございましたら、やはりそれは差し押さえ対象となるというふうに考えております。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 また、この方は以前の社会保険の納め過ぎというのもありまして、財産の整理が済んだ後に還付があることが見込まれているということも機構にも伝えられていたと思うんですけども、このように近い将来に納付ができる見込みがある、そういう方に対しても差し押さえや取り立てというのは行うのでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 近い将来、発生する債権が仮にあったとしても、やはり確実に税債権確保できるものがあれば、まず換価しやすいもの等々、理由、優先順位を決めまして差し押さえを執行しているところでございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 それでは、この滞納処分の停止ということですけども、これはどの程度、行われているのでしょうか。例えば、昨年度に機構に移管された件数と滞納処分の停止が行

われた件数というのは、それぞれわかりますか。あるいは、もしできればそれが何人かという名寄して数字がわかれば教えてください。

○議長（石田宗久君） 中野業務課長。

〔業務課長中野晃君登壇〕

○業務課長（中野晃君） ただいまの御質問なんですけれども、移管額の金額が昨年度は現年、滞繰合わせまして171億という形になっております。

それと、執行停止の金額なんですけれども、29年度、対象者の人数で2,814名、金額に直しますと約5億4,900万円となります。

以上になります。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 歩いていただいて申しわけないんですけど、今、移管されたのが171億とありましたけれども、件数あるいは名寄した人数というのはわかりますか。

○議長（石田宗久君） 中野業務課長。

○業務課長（中野晃君） 金額のみで人数のほうは、こちらのほうでまだ確認しておりませんので、申しわけないですが申し上げられません。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 わかりました。これが多いのか少ないのかというのは、ちょっと今、数字もわかりませんので、簡単に言えませんが、この滞納処分の停止の要件というのは、この滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、と地方税法にあります。機構の運用指針では、差し押さえ得る財産が滞納者の現在の生活水準を維持するために必要であり、その財産に対して滞納処分を行うと滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれのある場合に適用すると。さらに、生活保護基準を超えている場合であっても、今後の所得のあてがない場合は適用しても差し支えない、このように運用指針にあります。ですので、決して多い状態ではないのじゃないかなというふうに今感じました。

今、紹介した方が言われていたんですけれども、自分はこうやって文句を言うほうやけれども、中にはもうあかんと思って首をくくる人もいます。機構には間違ったら人の命をとってしまう、そういう仕事やということを認識してもらいたいと、このように言われていました。収納率を着実に向上させている、これも仕事ですけれども、一方で最低限度の生活をあらゆる方に保障をする、侵害しない、これも公務員の非常に大事な仕事やと思います。最低限度の生活ができていない人から無理に払わせないということは、税の公平性を欠くものではないと。憲法が要請していることだと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 生活困窮につきましては、御指摘のとおり、生計費維持額から生活保護の水準ということになっておりまして、それに必要な経費と必要な収入状況を確認しているところでございます。

ただ、それに限らず個人それぞれの滞納者の状況を確認して適切に、また適正、適法に対応するようにしておりますので、御理解願いたいというふうに思います。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 繰り返しますけど、最低限度の生活できてない方から無理に払わせない、このことは憲法が要請していることだと思います。よく調べて実態を見てということをおっしゃいますけれども、この所得のみで一律に判断するのではなく、総合的に判断すること、これも指針にありますけれども、これがなかなか難しい。

長岡の議会でも税の減免の基準が非常に曖昧でして、きっちりと減免するかしないかを決めるラインが引けなければ、職員はできないじゃないかということも言っていたこともあるんですけども、この総合的に判断しなさいということが滞納処分の停止の要件に当てはまっているのに、適用がなかなかためられるということに現場がならないように、ぜひこの憲法の観点で当たっていただきたいなということを思っています。

もう一件、具体的な事例をまたお聞きをしますけれども、月10万円ずつ分割納付をされていた事業所に、1年間で220万円の先日付小切手を切るか、220万円の一括納付をなささい。さもなくば事前通知なく生命保険を換価して税金に充てますと、こういう文書が届けられました。この文書にはその理由として、このまま行ったら滞納税が完結するには10年以上かかると、看過できない、見過ごせないとありました。この220万というのは何かといいますと、要はその方が滞納されている額のうち、本税にかかる部分の全額なんですね。

まず何うんですけれども、これまでの折衝の中では担当者の方も、この担当者の方も10万円を遵守してくれと、月10万遵守してくれと言っておられました。なのに、その倍近い納付をいきなり求めるというのが、もしその所得や利益が上がったということだったら分かるんですけれども、単にこのまま行ったら10年以上かかるという理由でやるというのは、これは納税者の実態を見ていない対応ではないでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 納税折衝におきまして当然、分納相談というのを受けておりますけれども、その前提といたしましては、確実な履行を条件としております。

また、できるだけ短期間に完納となるようお願いしているところをございまして、したがって、確実な履行がない場合や、あるいはその後の状況変化、滞納状況あるいは新たな滞納の発生、そして生活状況、そういったものを総合的に判断いたしまして、増額あるいは計画の見直し、そういったものをお願いしなければならないという状況であれば、そういったことをお願いすることにいたしております。その場合も先の議会で申しましたように、まず税を優先するという観点で計画を立てていただき、できるだけ早期完納になるよう計画を立てていただくようお願いしているところでございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 まず税を優先するというのはわかるような気がしますけれども、要は事業者さんの場合ですと、この税を納めるのを優先はしたいけれども、別の支払いができなかったら、そもそも営業がつぶれてしまうと、成り立たないということになりましたら、細々でも納めていけるものが完全に納められないということにもなる場合もあると思いますので、やはりこの実態をよく聞きながら対応することだと思うんですけれども、今お話しにありましたように、要はこの納付が遅れがちやとか、そういうことをもって額を上げろというのは、

ちょっとその逆じゃないのかなと。順調に納められているからもう少し払えませんかということだったらわかるんですけども、滞っているというのは払えないから滞っているわけで、その方に倍払えというふうに言うのは、それはまさに追い込んでいることになると思うんですね。

その意味では、やはりよく営業の実態だとかいうことを聞いていただいて、親身に当たっていただきたいと思うんですけども、こういう文書で納付を求めるということをやる時は、当然これは組織で決裁して出しているんですよ。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 当然、滞納者の方との折衝内容あるいはこういった文書を発送するというのは、組織として知っておりますし、そこは徴税吏員という職員が徴税吏員の責任を持って納税の折衝をしているというところでございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 組織として決定をしているということなんですけども、こういう長年の分割納付者に対して、本税の全額を1年で納めよと、こういう指示をするのは一律に機構全体でやっているのでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 納税折衝の内容につきましては、一律というものはございませんので、個々の滞納者の状況に応じてさせていただいております。そして、遊休の財産等、税金に充てられるものがあるということであれば、一定分納が途絶えるようなことがあれば、やはりそれは滞納処分あるいは換価して税に充てるといった手続は、適切な滞納整理というふうに考えております。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 ここでは、換価そのものをけしからんとか、けしかるという話をするつもりはないんですけども、10万で分納をしてきている方に突然倍の額を出すということが、それが本税の全額を1年で納めろと、こういう指示ですので、これ全ての担当者がそれぞれに個人的に判断してやるというよりも、機構として要は長年の滞納者の方には1年で本税全部納めろという、そういう指導をせよというふうな方針があるんだろうというふうに私は思うんです。もちろん、この納税の義務というものはあるんですけども、先ほども言いましたように、事業所がつぶれてしまったらその納税が完全にできなくなるわけですので、つぶさずに納め続けていってもらうのが機構にとっても、また構成自治体にとってもベターではないかなと思います。

このケースで生命保険を換価しますということなんですけども、現在は差し押さえがされています。この保険の掛かっている御本人が体調不良になっておられるんですけども、この方がもし入院されて給付金が出ていると、もしそういう状況であれば、それでも解約して取り立てということになるのでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） まず少し戻って申しわけございませんが、先ほどの1年でございまして、これは地方税法のほうに徴収猶予あるいは換価の猶予を認める場合は1年

以内と、長くても2年というような規定がございますので、その期間につきましては、機構の職員はそういったものを基準に対応しているところでございます。

あと、生命保険の関係でございますけれども、これも差し押さえ、生命保険の解約請求権につきましては、差し押さえ禁止財産というようなものになっておりませんので、一定差し押さえの対象としているところでございますけれども、これの解約につきましては、最高裁判決も平成11年にごさしまして、解約権の行使によって著しい不均衡、いわゆる解約しなかったときに受け取れるような保険料と滞納、解約金を税に充てるその額と、そういったものとの不均衡を生じさせないか、慎重に判断するというふうに出ておまして、それを受けまして国税徴収法のほうでも同じように慎重な扱いを規定しているところでございますので、機構といたしましても解約するに当たりましては、その辺、滞納者の状況を十分見ながら判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 はい、わかりました。入院されて、その入院に対する給付が幾らかということもあると思うんですけれども、今慎重に判断するということでしたので、事を見守りたいと思うんですけれども、この方については、まだ入院に至ってないけれども、非常に体調が悪いということで、そういうことが起こるといふ事情をよくお聞きいただいて当たっていたらなと思っております。

次の質問なんですけれども、市町村と機構との間で納税者との折衝の記録を共有する共同徴収システムというんですかね、がありますが、これは差し押さえとか取り立てを行った場合も当然市町村にその履歴は伝わるといふんですけれども、先日、差し押さえがあったことを市町村は知ってくれてなかったと、そういうことをおっしゃる方もいまして、この共有システムはあえてその人の情報を見ようとして市町村が開かなければわからないものなんでしょうか、そうであれば、せめてこの差し押さえや取り立てというようなことを行った情報ぐらいはプッシュ通知といいますか、積極的に画面を見に行かなくてもちゃんとその情報は伝わるぐらいにはすべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛兄君） 移管案件にかかります滞納処分につきましては、徴収権限というのを機構のほうが持ちましてやっておりますので、基本的に構成団体に滞納処分をするとか、そういったことを事前に御報告した上での対応というのはしておりますが、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、支援システムというもので差し押さえの状況、折衝の状況というのは情報共有させていただいております。

全ての案件というわけにはいきませんが、折衝の状況の中で構成団体に影響のあるもの、今後影響するようなもの、あるいはそういった緊急性を要するもの、いろいろ事案がございますので、そういった事案については当然、構成団体に電話連絡なりするなり、そういった連携も図っているところでございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 わかりました。

次の質問なんですけれども、家屋評価業務の共同化についてです。先ほど御質問と御答弁

もありましたので、同じことをお聞きしてもあれなんですけれども、先ほどの御答弁の中で評価のやり方についてデータを分析した結果、大きな差異はなかったと。したがって、共同化は可能だという御答弁だったんですけれども、この大きな差異はないとは言えるものの、この差異があるということそのものが共同化してよいのかという問題だと思います。どういう差異があったのかお聞かせ願えますか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 家屋評価といいますのは、先ほど申しあげました総務省が告示しております評価基準に基づきまして各市町村なり京都府で評価しております。やはり確実に1円単位まで同額かというのは、やはりなかなか難しいですけれども、ただ大きく税額に影響を及ぼすほどの大きな評価額、再建築費と申しますけれども、そういった結果に乖差はなかったということで、今後、共同でやっていくにおいて、統一的な要領、マニュアルで共同化を進めることは可能であるという判断をもって、共同化を進めるというふうに決定したところでございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 1円単位まで一緒とはいかないというのは、もちろんそういうことがあるわけで、それが大きいから、小さいから、よい、悪いという要は幾ら税金が入るか、そこにそんなに差が出ないということが、よい、悪いの、この判断基準ではなくて、やっぱり1件1件のこの資産に対しての評価が多少なりとも違っているという、そこが重大な問題だと思います。

これまで業務の共同化でやっていたのは、受付とか入力事務を共同化するとかそういうことが多いんですけれども、やっぱりこの税額の決定に直接かかわっている評価事務の共同化ですので、今、質問に対して口頭で進捗状況の御報告をいただいたんですけれども、今つくろうとしておられる家屋評価取扱要領とか、マニュアルとかこういったもの内容について節目ごとに、この機構の議員にも資料として御報告いただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） これは実際の評価基準を具体的に評価計算するための手引書のようなものでございまして、かなりのものになるというふうに思っておりますけれども、そういったものの中に、なかなか判断基準などもございますので、一定、中身的なものを精査した上で概要等、こういった項目のマニュアルになっているとか、そういったことも検討した上で、また御提示できるものは御提示させていただきたいというふうに考えております。

それと、先ほどの、少し戻って申しわけありませんが、家屋評価でございますけれども、やはり一番大切なのは適正な家屋評価をするということで、額が近接だからいいというようなことではなくて、そういった差異の中で共同、共通的な基準でやっても大きな影響がないだろうという判断でもございますので、そういったもので適正に評価するということが共同化後の大切な部分ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 今、お聞きをしてない部分までお答えいただいたんですけども、そのことが本当にそうなのかということを知るためにも、ぜひ資料としていただきたいと思ひますし、市町村議会や府議会でも、もう新たな政策とか条例とかつくっていくに当たって、いろいろと資料の御提示はいただいていると思ひますので、ぜひその点、積極的に取り組んでいただけますように、こちらからもまたお願いもしていきたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（石田宗久君） 以上で、一般質問を終結いたします。

---

○議長（石田宗久君） 次に、日程第8、「第1号議案から第3号議案まで」の3件を一括議題といたします。

---

○議長（石田宗久君） これより議案3件に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

---

○議長（石田宗久君） 次に、議案3件に対する討論に入ります。

通告がありますので、山崎恭一君に発言を許します。

山崎恭一君。

〔山崎恭一君登壇〕

○山崎恭一君 宇治市選出の山崎恭一でございます。

議案第1号「平成31年度京都地方税機構一般関係予算」及び議案第3号「京都地方税機構広域計画変更の件」に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、地方税機構が進めようとしている課税の共同化は、市町村の自治体としての基本的な権能を損なうものだからです。特に、固定資産課税は土地に関してはその土地をめぐる歴史や隣地の形状や建造物の変化、田畑や山林の推移によっても影響を受け変化もします。本予算案には家屋評価事務調査分析業務委託企画等が含まれていますが、建物にしても外形だけではその価値は十分にはかりきれません。改築や改修、設備の変化によっても価値が変動します。全部で統一的な基準を決めて一括で処理することはなかなか大変です。全国で課税を広域連合などでやろうとした事例は先行で幾つかあります。しかし、いずれも実質的でないと断念をされ、今これをやろうとしているのは京都府だけです。

固定資産税課税を市町村から分離して広域で課税業務をすれば、市町村の自治体としての基本的な権能を損なうこととなります。住民の立場に立てば、納得のいかない税額変更が多発し、それに誠実に対応することになると大変な事務量となります。結局は市町村が現場に行き調整をするということになり、理念的にも問題がありますし、住民の視点から見ても大きな不利益を生じかねません。実務的にも無理に無理を重ねる課税の共同化であり、これは断念をすべきだと思います。

第2の問題は、平成22年から徴税業務を開始して以来、過酷な徴税の実例が後を絶たず、納税者の権利が侵害されているからです。2017年度の取り組み状況では、9,313件の滞納処分を行っています。2018年度も9月末で4,421件と昨年の同時期を上回っています。1件当

たりの換価額は機械的に割ってみると7万円程度、数千円という事例もありますし、過去質問の中では最低換価額は1円というのもありました。差し押さえの多くは預金や給与、または先ほど話に出ていました生命保険の解約金などですが、預金残高が数千円という方の生活は一体どういうものなんでしょうか。こういうところに差し押さえに行く、差し押さえられた方はどうやって生きていくのか、こういう気がいたします。

また、先ほどの一般質問の中でも出てきた、破産や倒産、これに伴って資産整理を図っている最中に差し押さえに行く。1円でも多くうちがとるんだ、その意気込みを了とするんでしょうか。やり過ぎだと、過酷に過ぎるといふに言うのか、私はこのところ行政の良識というものがかかっていると思います。

本来、徴税に当たって生活困窮者の場合は、福祉施策や支援事業など総合的な対策をするのが自治体の本来の仕事ですが、税機構ではそういうことはできません。滞納になった途端に、市町村から切り離されて取り立て機関に送られてしまう、自治体が住民とともに歩むという原則が崩れてしまい、市町村でもその精神が後退をするということにもなっています。特に国保滞納者への強権的な取り立てや差し押さえには、さらに深刻な問題があります。国保料が他の健康保険制度や加入者の収入から見ても異常に高い保険料となっているからです。

宇治市の場合では、一人親家庭で子供が2人、年収が190万円、非正規雇用、こうした方の例で言うと、この方の保険料は18万7820円です。年収のほぼ1割が一つの国民健康保険料でとられてしまいます。これを払うと食べていくのも大変、高校受験の準備のためにためているお金も差し押さえの対象になりかねません。この同じモデルで協会けんぽだったら9万6,192円です。半分で済むわけです。もちろん、共済だとか組合健保になると多分もっと安くなるでしょう。

この国保制度は公的援助、資金投入が貧困なために高過ぎる保険料となっています。京都府知事を含む全国知事会、全国市長会、全国市議会議長会や町村議長会など地方六団体がそろって国からの支援をふやす改善を図るよう求めているものです。制度の改善が大問題になっている中で、強権的な徴収をすることはやめるべきです。

第3に、こうした課題を持つ地方税機構の業務が徐々に肥大化し、システムの情報量の増加にもかかわらず、膨大な情報を扱う職員は2年から3年で交代をします。コストの増加とともに、情報管理の定着化が進む危険があります。マイナンバー制度による情報の巨大な統合は脆弱な出入口から重大自体を発生させる、こういう危惧が指摘をされています。また、催告電話の民間委託なども情報保護の新たな危険性を増大させるものです。現在の機構のあり方と方向では個人情報、とりわけセンシティブ情報の管理に大きな危険を増大させることとなります。

こうした問題を抱える地方税機構を運営していくことは、地方自治の本来のあり方を損なう重大な問題を含んでいます。効率化と徴税強化に極度に偏り、住民福祉と切り離れた運営をする地方税機構の運営に反対をいたします。

○議長（石田宗久君） 以上で討論を終結いたします。

---

○議長（石田宗久君） これより、議案3件について採決に入ります。

採決は1件ずつ、3回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「平成31年度京都地方税機構一般会計予算」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（石田宗久君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「平成30年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（石田宗久君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

次に、第3号議案「京都地方税機構広域計画変更の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（石田宗久君） 挙手多数であります。よって、第3号議案は原案どおり可決されました。

---

○議長（石田宗久君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、平成31年2月京都府地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 石 田 宗 久

会議録署名議員 山 本 治兵衛

同 今 面 不 悖